

長野県契約審議会規則

平成 26 年 3 月 27 日
長野県規則第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、長野県の契約に関する条例（平成 26 年長野県条例第 17 号）第 7 条第 7 項の規定により、長野県契約審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(特別委員)

第 3 条 特別委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

2 特別委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある特別委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員及び特別委員が互選する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は特別委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

6 審議会は、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第 1 項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第 2 項及び第 3 項中「議事に関係のある特別委員」とあるのは「特別委員」と読み替えるものとする。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。